

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年3月まで

私は、結婚後、国民年金の加入手続や国民年保険料の納付などについては夫婦同じようにしてきたので、保険料免除を受けた申立期間について夫のみ追納するとは、どうしても考えられない。保険料の免除申請時に、10年間は追納が可能である旨を確認した上で、手続をしたことを覚えており、私が免除のままとなっているのは何かの間違いだと思うので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、婚姻後、国民年金の加入期間については、申立期間を除き、夫婦共に国民年金保険料を納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の夫は、保管していた保険料領収証書から申立期間の直前の昭和51年1月から同年3月までの保険料と申立期間の保険料を各々55年5月8日と同月1日に追納（現金納付）していることが確認でき、申立人も51年1月から同年3月までの保険料を納付（追納とみられる。）している上、申立期間以降については、申立人の主張どおり夫婦の納付記録が一致していることを踏まえると、申立期間の保険料も追納したものとするのが自然である。

さらに、申立人は、保険料免除制度（10年間追納可能）を承知し、申立人及びその夫が自営業を開始した当初の経済的に苦しい時期に同制度を利用し、免除を受けた当時から追納する意識を有していたと述べているとともに、昭和55年当時は家を建てるなど経済的にも納付可能であったとしているところ、同年11月に現在の住所地に転居（自宅）していることが確認できる上、申立

人の夫が免除を受けた約4年後の昭和55年に追納していることを踏まえると、申立人の主張に不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

広島厚生年金 事案 1072

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和47年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月21日から同年3月1日まで

私は、昭和32年4月にA社に入社して以来、平成5年3月に退職するまで、継続してA社（関連会社を含む）に勤務していたはずであるが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社B支社が提出した回答票から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（A社B支社からA社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社B支社では20日付けの転勤が多かったとしており、昭和45年度及び46年度にA社B支社からA社本社に転勤した5人のうち4人が異動月の21日にA社本社で資格取得（同日にA社B支社で資格喪失）となっていること及び申立人と同様に関連会社からA社本社に転勤となった同僚のA社本社における資格取得日が昭和47年2月21日（同日に関連会社で資格喪失）であることから、申立人のA社本社における資格取得日も同日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和47年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履

行については、事業主は、A社本社に異動となった際、加入手続の遅れ等があったものと思われるとしていることから、事業主が昭和47年3月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和54年2月19日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年2月1日から同年2月19日まで

私は、昭和42年4月1日にA社に入社し、平成13年9月末まで継続して勤務した。同社の証明書により、昭和54年2月1日付けでB事業所に異動したことが確認できるが、申立期間が厚生年金保険の加入記録から漏れており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及びA社から提出された証明書等により、申立人は申立期間において、A社に継続して勤務（昭和54年2月1日付けでA社から同社B事業所に異動）したことが確認できる。

なお、申立人は昭和54年2月1日にA社B事業所に異動しているが、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年2月19日であることから、申立人のA社における資格喪失日を同日として届け出るべきところ、事業主が誤って同年2月1日として届け出たものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格喪失日は昭和54年2月19日と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年5月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月から11年3月まで

私は、平成9年に留学することになり、留学費用がかかるため、私の母が国民年金保険料の納付を帰国まで取りやめる申請をA市役所に提出した。

約3か月後に、両親の収入に基づき免除は認められないとの通知を受け、その後、納付書等が送付されてきたので、母が未払い保険料をすぐに納付し、その後も毎月、母が保険料を納付した。

申立期間が未加入となっており、納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、留学するため市に免除申請を行ったとしているところ、制度上、国民年金被保険者が海外に生活の本拠を置く場合は、任意加入の申出があるときを除いて、被保険者資格を喪失させることになっている上、申立人は帰国(平成10年10月)後も国民年金の加入手続を行っていないとしていることを踏まえると、申立期間が未加入となっていることに不自然さは無い。

また、市が保管する平成9年度及び10年度の国民年金保険料収納状況表によると、申立人は平成9年5月から10年3月までの間は「喪失」と記載されており、10年度については同表に申立人の氏名は無く、申立期間について国民年金に加入していたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間における国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、保険料の納付等を行ったとする申立人の母は免除申請を行ったが、却下され、未納分の保険料をまとめて納付し、その後は毎月納付したとしているところ、申立期間当時同居していた申立人の妹は、オンライン記録により、平成9年5月から10年3月までの保険料が免除となっており、平成10年度の保険料は4月から9月までを10年8月27日に一括納付、10月から12月までの保険料は同年11月10日に一括納付し、以後毎月納付していることが確認できることから、申立人の母の主張は、申立人の妹に係る平成

10 年度の保険料納付状況とおおむね一致し、申立人の保険料納付と錯誤している可能性が高いものと考えられる。

加えて、申立人の父の預金口座の記録（平成9年4月から同年12月まで）によると、申立人とその妹の保険料（各1万2,800円）が平成9年4月は口座から引き落とされているが、同年5月以降は引き落とされていないことが確認できることから、申立人とその妹は同月から未加入又は免除となったと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から50年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から50年8月まで

私は、昭和42年12月に勤めていた会社を退職して、2か月ぐらい失業保険を受給した後、43年3月ごろにA市役所B出張所で国民年金の加入手続きをし、その月から国民年金保険料を納付した。その後、市内で転居したが、保険料の請求が無いので、同市役所C出張所で手続きをした。

保険料は同出張所でしばらく納付し、自宅の近くにあった施設でも保険料を納付できると聞いたので、そこでもしばらく保険料を納付した。

しかし、申立期間の国民年金の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年3月ごろにA市役所B出張所で国民年金の加入手続きを行い、その月から国民年金保険料を納付したと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は50年9月20日に被保険者資格(任意)を取得した時に払い出されており、申立期間は未加入期間となり、この手帳記号番号によっては、申立期間の保険料を納付することはできない。

また、国民年金手帳記号番号払出管理簿の調査や氏名検索によっても、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている事情等は見当たらない。

さらに、申立人は、転居した後に自宅の近くにあった施設で保険料を納付したこともあると供述しているが、当時の「A市役所出張所設置条例」を見ると、当該場所に市の出先機関は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年6月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月から43年3月まで

私は、昭和46年4月にA町（現在は、B市）に転居した後に、私と夫の未納となっていた国民年金保険料に係る納付書が送付されてきたので、B市の駅前にあったC銀行の窓口で、申立期間の保険料を私の分だけ納付した。その時に納付した金額は、はっきりとは覚えていないが、申立期間当時に納付した場合に比べ、高い保険料で納付したことを覚えている。

しかし、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46、47年ごろに郵送されてきた納付書により申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てているが、その時点では申立期間の保険料は時効により過年度納付することはできない。

また、当時は第1回特例納付実施期間であり、申立期間は強制加入期間であることから、申立期間の保険料を特例納付により納付することが可能であるものの、特例納付の納付書は、被保険者からの請求が必要であり、社会保険事務所（当時）から一方的に送付されることはなく、申立人も当該納付書の送付を請求した覚えは無いとしている。

さらに、申立人は、月額保険料が割高であったとすること以外には納付金額について覚えておらず、当該納付書の送付元や色・形状等についても記憶していないとしている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 31 年 6 月 1 日から 32 年 12 月 6 日まで
②昭和 33 年 9 月 1 日から 38 年 11 月 21 日まで

年金の請求をしたとき、A社（申立期間①）とB社（申立期間②）に勤めていた期間は脱退手当金を支給されていると言われた。私は、失業保険金は受け取ったが、脱退手当金は受け取っていないので、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給月数及び支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、社会保険事務所（当時）に保管されている厚生年金保険脱退手当金支給報告書の脱退手当金の支給月数、支給額は、オンライン記録と一致し、誤りは認められず、裁定年月日及び支給年月日にも不自然さは無い。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後に勤務した事業所とでは別の番号となっており、脱退手当金を受給していたために別の番号となっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1074

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (平成5年死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年12月1日から33年10月1日まで

夫は、昭和29年6月1日から33年9月30日までA社の職員として同社B分室で勤務していた。30年12月1日から33年10月1日までの厚生年金保険の記録が無いので、訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

照会に回答のあった同僚2人(1人は昭和28年4月1日から33年6月5日まで、他の1人は31年5月15日から33年6月4日まで申立事業所で厚生年金保険被保険者期間あり。)の供述等から、申立人が申立期間のうち昭和33年6月ごろまではA社B分室に勤務していたことは推認できる。

しかし、照会に回答のあった同僚2人は、「A社B分室(2人体制)で勤務していた時には申立人とペアを組んで勤務していた。自分は正社員であったが、申立人は正社員ではなかった。」と供述しており、当該同僚(2人)及び申立人の妻が記憶している他の同僚からは、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について、具体的な供述は得られなかった。

また、C社(申立事業所の社会保険事務を継承)では、正社員の人事記録は残っているが、申立人については人事記録が無いので正社員ではなかったと回答しており、また、通信員の厚生年金保険の加入について、申立人を含め関係資料等は残っておらず不明であるが、現在は、委託契約で、厚生年金保険には加入させていないとしている。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間について健康保険番号に欠番は無く、申立人の名前は無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 14 年 5 月 14 日から同年 6 月 1 日まで
② 平成 15 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

私は、平成 14 年 3 月 20 日に A 社に入社し、同年 5 月 13 日付けで退職したが、同年 5 月分の厚生年金保険料を給与から控除された。

また、平成 14 年 8 月 1 日に B 事業所に 6 か月の雇用契約で採用された。同事業所の退職日は一方的に 15 年 1 月 30 日付けにされたが、同年 1 月分の厚生年金保険料を給与から控除された。

しかし、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人に係る雇用保険加入記録及び申立人が所持する雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）により、申立人は A 社を平成 14 年 5 月 13 日に退職したことが確認できることから、申立人は申立期間①においては同社に使用されておらず、厚生年金保険に加入することはできない。

なお、申立人は、平成 14 年 5 月分の厚生年金保険料を給与から控除されたと申し立てているが、申立人が所持する雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）により、申立人は在職期間中に給与を 2 回支給されたことが確認できることから、A 社が申立人の給与から同年 3 月分及び 4 月分の厚生年金保険料を控除したことが推認できるものの、同年 5 月分の保険料を控除したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立人に係る雇用保険加入記録及び平成 15 年分給与所得の源泉徴収票により、申立人は B 事業所を 15 年 1 月 30 日に退職したことが確認できることから、申立人は申立期間②においては同事業所に使用されておらず、厚生年

金保険に加入することはできない。

また、申立人は、B事業所の退職日を一方的に平成15年1月30日付けにされたと供述しているが、同事業所では、申立人から手取り額を多くしたいとの希望があったので、月末退職とはせずに同日付け退職としたと回答している。

なお、申立人は、平成15年1月の厚生年金保険料を給与から控除されたと申し立てているが、申立事業所が保管する申立人に係る給与簿を見ると、14年8月から同年12月までの給与から厚生年金保険料を当月控除されている一方で、15年1月の給与からは控除されていないことが確認できる。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 25 日から同年 9 月 25 日まで

私は、昭和 34 年 7 月 25 日に A 社に臨時社員として入社し、36 年 12 月から正社員となり、60 歳で定年退職するまで継続して勤務した。A 社厚生年金基金が発行した年金相談計算書にも入社年月日は 34 年 7 月 25 日と記載されているのに、申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 社厚生年金基金が発行した年金相談計算書により、申立人は、昭和 34 年 7 月 25 日に申立事業所に入社していることが確認できる。

しかしながら、申立事業所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を見ると、資格取得年月日を昭和 34 年 9 月 25 日として届出が行われていることが確認できる。

また、申立事業所は、申立人は申立期間においては臨時雇用であり、ほかにも入社してから 2 か月経過した後に厚生年金保険被保険者資格を取得している者が多数いることから、申立期間当時、臨時雇用の社員は、厚生年金保険の適用除外となる「2 か月の期間を定めて使用される者」として扱い、2 か月経過した後に厚生年金保険に加入させていたものと思われると供述している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 4 日から 42 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 4 月 1 日から 40 年 12 月 29 日まで A 社 B 支店に勤務し、同社を退職後、社会保険事務所（当時）の窓口で厚生年金保険の脱退手当金を請求し、その場で約 2 万 5,000 円を現金で受け取った記憶がある。

しかし、その後、申立期間において勤務した C 社（現在は、D 社）E 支店での厚生年金保険加入期間については、脱退手当金を請求した覚えは無く、受け取っていないにもかかわらず、両事業所に係る脱退手当金を受け取った記録となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書及びオンライン記録を見ると、A 社 B 支店及び C 社 E 支店の両事業所に係る脱退手当金が、C 社 E 支店を退職した後の昭和 42 年 6 月 21 日に支給されている記録となっており、両事業所に係る厚生年金保険被保険者期間を計算の基礎とする脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人が記憶する脱退手当金の受給額ともほぼ一致する。

また、両事業所に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを示す「脱支給済」と押印されていることが確認できるとともに、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月後の昭和 42 年 6 月 21 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人は A 社 B 支店を退職後、申立期間前に同事業所に係る脱退手当金を社会保険事務所の窓口で請求し、その場で現金で受給したと主張しているが、脱退手当金は請求のあったその日に支給されることはなく、申立

人の主張は当時の社会保険事務所の事務処理の実態と符合しない上、申立人が申立期間前に脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。